

岩手県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
公益財団法人総合花巻病院	花巻市花城町4番28号	令和2年2月29日